

環境文明社会づくり あれこれ(47)

源流(47)

環境庁にとっても悲願だった改正公健法も制立したので、次なる課題は疾病予防と汚染改善事業実施のための「500億円基金」の造成であった。しかし何故「基金」方式か、何故「500億円」という巨額なのか、誰が「抛出」するかの大筋は、就任前に道筋が整備されていた（この辺の事情は、岡崎洋次官が退官後にエネルギージャーナル社より出版した『素顔の環境行政』に詳しい。ちなみに岡崎さんは退官後、自らNGO(財団)「地球・人間環境フォーラム」を立ち上げ、後に神奈川県知事を2期務めた後、同フォーラムに復帰）。従って私の仕事は、この道筋に沿って大蔵省主計局、建設省道路局、それに自動車工業会の関係筋に頭を下げに行くだけだった（自工会には何度足を運んだことか!）。そんなこともあって、在任中に500億円が確実に積みあがる見通しがつき、公健法改正に絡まる私のミッションは一応終了した。

さて、これまで5回にわたって本件に関わる仕事について記述してきたが、本誌の読者の中には、「エッ、加藤さん

はそんなこともしたの?」と意外に思われる方もいるかもしれない。そこで法改正の意義は何であったか、今改めて振り返ると、①大気汚染状況の改善により新規患者は認定しないが、既存の患者に対しては従前の補償は継続し、かつ将来に向けて予防事業を実施することにより、環境行政の責任にケジメをつけたこと。この措置は、行政の素人筋(一般市民)からは批判されたが、行政の玄人筋からは一定の評価を得たと思う。

②既認定患者に対しては、補償継続するため、固定・移動の発生源に課徴金を課し続けたことにより、企業の特にSO_x排出低下のインセンティブを与え続けた（この辺のことは、当会理事を務めた井村秀文さんが環境庁を辞めた後、九大教授時代に見事に分析）。つまり日本の空からSO₂が劇的に低下したのは、大気汚染防止法の効果だけでなく、患者救済原資を企業の排出量に応じて求めたことも大きい。私たちが長年、大気中のCO₂濃度を下げするためCO₂に対し課税(カーボンプライシング)を主張しているのは、単に経済理論やEU諸国での実績からだけではなく、

加藤 三郎

公健法による日本での貴重な経験にも基づいているのだ。

③法改正により、患者数(当時約10万人)がこれ以上増えることはなくなったことは、環境庁の財政にとっても大きな救いとなった。当時、政府は各省庁の予算要求に対し、“ゼロ成長”を実施していたので、患者数が増えれば、その分補償関係予算を増やさざるを得なくなり、このことは自動的に庁内の他の予算を減らしたり、新規予算を諦めざるを得ないことを意味し、環境庁のような予算規模の小さな役所にとっては致命的になりかねない。例えば、当時、国立公害研究所(現国環研)が大気観測のため、小型の衛星を打ち上げようとしていたが、その予算の取り扱いが庁内で問題となった。私は研究所の将来のためにも衛星観測は必要と強く支援した一人となった。現在、国環研が人工衛星による温室効果ガス観測の世界のリーダーとなっている姿を見ると、公健法改正も間接的には貢献していると秘かに誇らしく考えている。 <この項、続く>

